

## 若い有権者の選挙投票立会人募集要領

### 1 概要

いなべ市選挙管理委員会では、若い世代の方に政治や選挙に関心を持ってもらうとともに、親しみのある投票所づくりをめざして、選挙当日の各投票所の立会人を募集します。

本事業は、通年募集の登録制ですので、選挙が近づいたら登録された方へ再度、立会の意向の可否等を確認します。

### 2 投票立会人とその業務

投票立会人とは、投票日当日の投票所において、投票及び投票事務が公正に行われるよう立ち会うことを主な業務とする人です。選挙制度等に関する詳しい知識は特に必要ありません。募集する投票立会人は、各投票所の3人のうち2人以内です。

業務の詳細については、選任後、選挙管理委員会から送付される手引きをご確認ください。

立会場所	立会時間	報酬(日額)
いつもご自身が投票をする投票所 (選挙人名簿に登録されている投票所)	【1日】午前7時～午後8時	10,900円
	【前半】午前7時～午後1時30分	5,450円
	【後半】午後1時30分～午後8時	5,450円

\*1日従事していただける方を優先に配置しますが、前半、後半に分かれて従事することも可能です。

\*集合時間は立会開始30分前、解散時間は立会終了30分後です。

\*投票立会人のうち1人は、開票所への投票箱等の送致に同行していただく場合があります。

\*報酬は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定められている額に基づき支払いますので、金額が変更になる場合があります。

\*規定の所得税を源泉徴収します。

\*交通費は支給しません。

### 3 応募資格

いなべ市内に住所を有し、投票日現在にいなべ市の選挙人名簿に登録されている18歳から39歳の方

### 4 申込方法

「選挙投票立会人登録申込書」に必要事項をご記入の上、いなべ市選挙管理委員会事務局へ提出してください(郵送可)。様式は、いなべ市ホームページからもダウンロードできます。

### 5 募集期間

随時、登録受付を行っていますが、選挙期日に近い場合は、直近の選挙の対象にはなりません。

### 6 登録期間

登録期間は、登録した日から3年経過後の最初に到達する4月30日までです。

登録期間中であっても、40歳になられた場合や、いなべ市選挙人名簿から登録を抹消したとき、正当な理由なく自己都合により投票立会人の義務を欠くときは登録を抹消します。

## 7 その他

応募された方については、応募資格等を確認の上、投票立会人候補者としての登録を行います。選挙執行の都度、投票立会人候補者及び選挙管理委員会が指名した方から投票立会人を選任し通知します。

なお、登録者多数の場合、又は同一の政党その他の政治団体に属する方が複数となる場合は、投票立会人に選任されないこともありますので予めご承知ください。

\*応募により取得した個人情報 は適正に管理し、投票立会人登録以外の目的には使用しません。

## 8 申し込み・問い合わせ先

〒511-0498

いなべ市北勢町阿下喜31番地

いなべ市選挙管理委員会事務局(総務課内)

TEL0594-86-7745 FAX0594-86-7867